



2021年6月7日

各位

会社名 パ ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 堀主知ロバート
(コード番号：3840 東証第二部)
問合せ先 管理本部長 塚田 岳 士
T E L 03-6823-6664(代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

パス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、2021年6月30日開催予定の当社第31回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、これに伴い、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

I. 監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を目的としております。

2. 移行の時期

2021年6月30日開催予定の当社第31回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更について承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

II. 定款の一部変更について

1. 変更の目的

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2021年6月30日
定款変更の効力発生日 2021年6月30日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条から第3条 (条文の記載省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条から第16条 (条文の記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条から第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条から第16条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は8名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（条文の記載省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法等）</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条～第26条（条文の記載省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>（員数）</p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>2. 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（現行のとおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法等）</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。</p> <p>（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第26条～第27条（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任方法)</u> <u>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 33 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条（条文の記載省略）</p> <p>(報酬等)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条（現行のとおり）</p> <p>(報酬等)</p>

現行定款	変更案
<p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条 (条文の記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (条文の記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 36 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>令和 3 年 6 月開催の第 31 期定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>